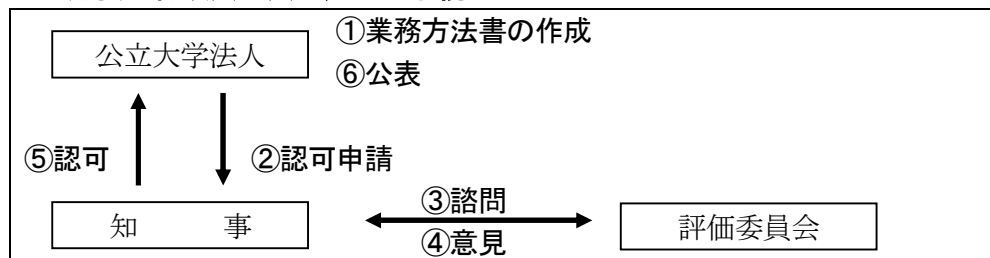


## 公立大学法人新潟県立看護大学業務方法書について

### 1 地方独立行政法人法に定める手続



### 2 業務方法書とは

業務方法書とは、一般的には、法人の具体的な業務の方法の要領を記載したもので、地独法第 22 条の規定により評価委員会の意見を聴いて、知事の認可を受けなければならない。

### 3 業務方法書の記載事項

設立団体の規則で定める。【法第 22 条第 2 項】

『新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則』 (業務方法書の記載事項)	
第 2 条	法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
(1)	業務運営の基本方針
(2)	業務委託の基準
(3)	競争入札その他契約に関する基本的な事項
(4)	その他法人の業務の執行に関し必要な事項

### 4 業務方法書の記載概要

項目	記載概要
目的	法人の業務の方法について記載すべき事項を定め、その業務の適正な運営に資する。
業務運営の基本方針	中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。
業務委託	業務をより効率的に運営するため、業務の一部を委託することができる。
委託契約	委託の際には受託者と委託契約を締結する。
契約の方法	契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による。
外部資金の受入	業務遂行のため、寄附金等の外部資金を受け入れることができる。
施設等の貸付	業務に支障のない範囲で、施設や設備を法人以外の者に貸し付けることができる。
その他	業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は別に定める。